

子どもの権利条約



題字イラスト／土田義晴

〔目次〕

- 子どもの権利条約批准
ついに国会承認 ……1
- 条約批准と政府答弁の論調
第129国会での審議から ……2～3
- 条約の実施と普及にむけて ……4～5
- 子どもはこう思う ……6
- 動き始めたDCI日本支部 ……7
- 条約の「正しい機能」を
訴える紙皿運動へのお誘い ……7
- 高校生がつくった
中野区ハイティーンフォーラム ……8

子どもの権利条約批准ついに国会承認！

期待される民間団体の役割

一九九四年三月二十九日、子ども（政府案「児童」）の権利条約の批准承認案件は、ついに参議院本会議において全会一致で可決・承認された。今後、閣議決定を経て批准書が国連事務総長に寄託され、三〇日後に国内で発効する。

委員長から「子どもの権利基本法」及び「子どもの権利条例」の制定にむけての提案があったことが注目される。ただし、子どもの権利条約の実施と普及が真に子どもの利益となるためには、民間団体・NGOのパワーが必要である。政府や行政まかせでは決して子どもの幸福には結びつかない、ということとは今回の「条約批准」をみても明らかであろう。政府・自治体、裁判所、議会など公的機関と子ども・親・市民のパワーとのバランスが大切であり、民間団体らしい創造的で独自の取り組みと知恵が発揮されてこそ条約の実施と普及が「ほんもの」になっていくといつてよい。

子ども（児童）の権利条約批准の 国会承認を受けて（談話）

一九九四年三月二十九日
子どもの権利条約ネットワーク
代表 喜多 明人

一、子どもの権利条約について批准の国会承認を得られたことは、世界と日本の子どもの人権保障にとってたいへん有意義なことであり率直に喜みたい。

とくにこの条約が一人の人間として子どもにも尊厳や人権があり、尊重されなければならないことを明らかにしたこと、かつ、それを日本社会が受け

入れたことはこれからの日本にとってきわめて重要な意味をもつことになると思われる。

ただし、一九九二年三月一三日の条約批准承認案件の閣議決定以来、批准承認が二年と一か月あまりかかったことは、「子どものための世界サミット」（一九九〇年九月）で約束した「子ども最優先」の原則からみてもたいへん残念である。

今後、条約の実施と普及にむけて、日弁連や市民団体の要請あるいは国会での指摘を受けて関係機関の誠実な対応を望みたい。

二、この条約についてはすでに世界一五六か国の国々が批准をすませている（一九九四年三月現在）。このように異例のスピード批准が進んだ主要な理由の一つは、サミットで宣言されたように、二〇世紀中に深刻な子どもの問題を解決していくため各国が積極的に国際協力の枠組をつくり、国内行動計画

5・5 こどもの日トーク

午後一時、カンダパンセ

を移行に移すためであった。日本も批准後においてただちに条約にもとづく国際協力を進めるため必要な国内法の整備および行動計画の充実に努めるべきである。

三、上記のように条約上の義務を対外的に果たすと同時に、国内の子どもの権利保障をより積極的に進めていくため、新たな立法措置を含む国内法の整備

備に取り組むとともに実施計画の策定に努めるべきである。

四、条約批准後は子どもをはじめ関係者に対してこの条約を知らせることが大切である。とくに広報活動においては、一九九三年八月二十五日の細川首相答弁及び今国会での外務大臣答弁（三月四日）においても確認されたように「子どもの権利条約」という名称がで

きる限り多くの場で使われることを強く望みたい。

五、この条約であえて子どもに知らせる義務を課した（第四二条）のは、子ども自身が条約上の権利を学び、自らこれを行行使し、獲得していく主体でもあるという認識に立っていたためである。今の社会や文化的生活に子どもが参加し主体的に行動していくこと

は、民主主義社会の発展にとって重要であるばかりか、子ども自身の人間的成長とともにアイデンティティの形成にとって不可欠である。国、自治体、地域・学校や福祉施設、家庭などあらゆる場面で子どもの権利行使と参加を促進すべく人々の努力が払われることを期待したい。

条約批准と政府答弁の論調

第一二九国会での審議から

（こ）では第一二九国会での、衆議院（三月四日）、参議院（三月二九日）の各外務委員会での答弁について、論点別に要旨をまとめた。（カッコ内は要旨）

訳文の訂正

再提出にあたって訂正された訳文について、羽田外相は「誤訳ということになり大変申しわけない。私どもとしては指摘に基づいて修正したが、議員や国民にもわかりやすいものにするため、我々も謙虚に努めていく」と誤訳と認めていた。しかし、途中で「訳文に誤訳があったと言ったが、今般の訳文の変更は、より適切なものにしたと

いうことで理解をいただきたい」と答弁を訂正した。また、外務省は「第一二六国会、とくに外務委員会での審議その他報道、出版物等で指摘された諸点を参考とし、前回の提出後に入手した情報等も踏まえ、改めて条文全体のチェックを行った」。そのなかで、「第三二条一（経済的搾取・有害労働からの保護）は文法や国際人権規約A規約のおなじ趣旨の規定（第一〇条三）から、第三七条（c）（自由を奪われた子どもの適正な取扱い）後段は主要締

約国の解釈から、第四五条（d）（子どもの権利委員会の作業方法）は権利委員会の手続規則から、それぞれ適切な訳に改めた」と訂正にいたる経過を述べた。そして、再発防止策として「新たに省内に訳文委員会を設置する。委員会は、条約局審議官を長として、原局の審議官、参事官ほかの関係者を構成員として、内閣法制局が最終的な審査を行う前の段階で、外務省として訳文作成に一層検討を加えることを目的とする」と答えた。

第一二六国会の衆議院要望決議、チャイルドの訳

昨年五月二六日の衆議院承認時に行われた外務委員会の要望決議について、羽田外相は「決議については、その内容について尊重する。決議にあるように、特に子供も条約を理解し得るよう、承認後、広報活動に当たっては児童ばかりでなく子供という言葉も使用していく。他方、正式名称のチャイル

ドの訳については、締結している他の条約の訳文、国内法の法令用語との整合性から子供に改めることはできない」と述べた。

留保・解釈宣言

留保や解釈宣言撤回の手続方法について、外務省は「国会で承認された条約は国会の承認をへて撤回するのか、また、解釈宣言は法的効果を排除するものでないので撤回が可能なのか、いままでも撤回したことがないので、必要になったときに検討する」と答えた。

立法・予算措置

第一二六国会での答弁と基本的には変化はなかった。「締結により負うべき義務は既存の国内法で実施可能」としつつ、「立法政策を妨げるものではない」としている。質疑では第二条と婚外子差別、第六条と無国籍児、第一

四条・第二九条と日の丸・君が代、第三四条と性的搾取・売買春などの問題が扱われた。とくに婚外子については昨年の東京高裁決定や自由権規約委員会の指摘を踏まえて政府の姿勢が注目されたが「合理的な差異であって差別にはあたらない」と従来どおりの答弁だった。

子どもの人権専門委員、 児童福祉アドボケーター

子どもの人権専門委員について、法務省が、第二二六回国会での子どもの人権擁護行政の強化策の一つ）にもとづく施策であることを述べた。そして、「人権擁護委員の中から、子どもの人権を専門的に取り扱う子どもの人権専門委員を指名し、他の人権擁護委員の協力を得て、子どもの人権問題の解消に全般的に取り組む。具体的な活動内容として、子どもの人権相談所の開設や子どもの人権に関する情報を収集して、人権侵犯事件の発生が察知された場合、法務局と協力して、適切な救済を図る」と内容を紹介した。また、児童福祉アドボケーターについては、厚生省が「子育て支援充実の一環として、平成六年度は人口百万人以上の一〇都市ですめる」と答弁した。

国際協力

困難な状況下にある子どもたちを救

済するための積極的な国際協力について、羽田外相は「ユニセフ、WHO、ユネスコ等の国際機関を通じた資金協力とともに、二国間援助でも、小・中学校校舎の建設や小児病院プロジェクト等への協力を行ってきた。また、ODA大綱において、子ども等の社会的弱者にも十分配慮する旨掲げており、こういったことを念頭に置いて、適切に対応する」と述べた。

総合的実施機関

羽田外相は「関係省庁とよく連絡をとりながら、条約がきちんと履行される、そういった中で、児童の権利が守られるように、我々としても努めていく」と既存の行政機関の連携強化で対応する考えを示した。

広報活動

羽田外相が「メディアを通したり、小学校・中学校・高校に小冊子を配付することも検討したい」と述べたほかは、外務省が「児童が一人でも多く条約の中身を理解することができるよう鋭意取り組む」、文部省が「学校関係者への通知の発出、会議や研修会、広報誌等で積極的に趣旨、内容の周知を図る」としたものの、具体的なプランは示されなかった。（菅源太郎）

傍聴 感想記

●私にとって国会は、小さく不思議な空間でした。でもそこから、日本をどういう視点でとらえ、日本人としてどうあるべきか考えさせられました。そしてネットワーキングの方から批准のお知らせを頂いた今、私に勇気を与えてくれた子ども達の笑顔や、たくさんの方との出逢いに感謝する気持ちでいっぱい。この批准が、ポーズだけにならないように、誇りを持って生活してゆけたらと思います。

桜井東紀（学生）

☆☆☆☆

●先日参議院外務委員会の傍聴に参加しました。外務委員会の質疑はテレビで見ると本会議や予算委員会と比べると前向きで内容があるように思いましたが、それでも形式を踏んでいるだけという印象は拭きませんでした。

中田恵子（学生）

☆☆☆☆

●初めて外務委員会を傍聴したのが、昨年五月一九日、入る前にボディチェックされてびっくり！それから今年三月四日の衆議院まで計五回。外務省、法務省、文部省の役人の的を射ない答弁（日頃の訓練の賜物か）に、一緒に行った中学生もあきれていました。

清野初美（主婦）

☆☆☆☆

●国会審議を三度傍聴したが、ため息混じりに驚くことばかり。例えば、遮断された傍聴人通路。傍聴席まで壁に囲まれた通路とエレベーターで運ばれ、国会にきたとはいえ、内部の様子を伺い知ることができない。どんな人間が行き来するのか、内部の様子は、など周囲の全体的雰囲気をはたで感じることも重要な「傍聴」の意義の一つで、国会を考える契機のはずだ。

権利条約批准後の法改正の論議で頑張ってもらわねばならない「国会」。子どもの権利、国民の権利をその前で立ち止まらせてはならない。

佐々木光明（研究者）

条約の実施と普及にむけて

子どもの権利意識調査、白書づくり

注目される中野区のとりくみ

田辺さんは、子どもの権利条約締結の動きに合わせた自治体独自の取り組みとして、中野区が一九九四年

度中にまとめる「子ども白書」のために実施した「子どもの権利意識調査」と、高校生の呼び掛けで学校、社会、親への思いを意見交換した「ハイティーンフォーラム」（八ページ参照）について話した。

子どもの権利意識調査の中では、子ども自身が自分の権利をどう認識しているか、子どもが他者との関係をどう意識しているかなどを調査した。

調査結果では、「本心を明かしたり自由に話ができる人がいるか」という問いに対し、七割以上が「いる」と答えているが、相手はクラスや部活の友だちが多く先生は四・三％しかないこと、人が傷つく言葉として「デブ」「チビ」「汚い」「臭い」などが学校で使われていること、半数近くが生徒会が学校生活をよくす

るとは思っていないことなどが分かったという。

また、子どもの権利条約を知っている子は一割弱しかおらず、テレビ、新聞などマスコミ媒体で知ったという子がほとんど。使ってみた権利は中学生、高校生は「休息する権利」、「遊ぶ権利」小学生は「家族で仲よく生活する権利」が多く、受験や部活で疲れている中・高校生と現代の家庭を象徴しているのではないかとという。ハイティーンフォーラムでは、髪

子どもの権利基本法・条例づくりへ

日本教育法学会のとりくみ

永井さんは、日本教育法学会の中の子どもの権利条約研究特別委員会の委員長に就任。委員会での議論などから、①国レベルで子どもの権利基本法を、地方自治体レベルで子どもの権利条例をつくること②「女性・子ども庁」をつくることなどを訴えた。

永井さんは、「子どものことを決める時に子どもの意見を聞くというのが条約の理念だが、その手続きを保障するためにも基本法は必要。『女性・子ども庁』は縦割り行政を総合調整していくための行政組織。庁の審議会に外部の人が入って意見を言い、審議内容

長さやリボンの色まで決められ「外出時は制服を着用する」「午後九時以降は外出禁止」などの校則もあることが分かり、高校生が校則に縛られている実体が明らかになった。また、学校生活を良くしたいという思いはあるが、何か提案しても、教師が「今検討しているから待て」などと言ってきちんと対応していないという話が聞かれたと言う。

そして、「今の子どもたちはとにかく忙しく、集団で遊ぶことも少なくなっており、人間関係を作るのがへたな子どもが増えている。大人の側に子どもの提案を受け入れる体制が出来ていないことも問題」と指摘した。

を国会に報告させ、それを元に子どもの権利委員会に報告書を出す。条例は住民の意思によってつくるので自治体の状況によって違っているが、条例推進のために『女性・子ども課』をつくり、PR活動や報告のまとめ、オンブズマン制度の設立、子どもの意見を入れた政策立案をしていくことが必要」と述べた。

まとめに立った喜多明人さん（ネットワーク代表・立正大学教授）は、民間のできる活動として①紙芝居、マンガなどで条約内容を子どもに知らせる



自治体からの報告を行う田辺さん

②「子どもの権利条約白書」の作成など子どもの人権が守られているかどうかチェックする③子ども自身が社会参加できる機会づくり④民間の活動や経験を交換しあう交流の場づくり⑤条約に関係する文献・資料・論文の目録、学習の手引きの出版（五月にネットワークから出版予定）の五点を提案した。会場の参加者からは「せっかくこれだけの人が集まったのだから『女性・子ども庁』をつくる運動に取り組んでは」という提案や「行政だけでなく、学校での問題は教職員や教職員組合にもアプローチして欲しい」という教師の意見、「新聞の子ども記者をしており、これからは条約について取材していきたい」という子どもからの発言もあった。

（石塚淳子）

子どもはこう思う

国会承認を受けて

昨年十月二七日、衆議院の解散をうけて廃案になっていた「子どもの権利条約」が閣議へ再提出されるということで、細川首相あての要請文を鳩山由紀夫内閣官房副長官へ手渡ししました。要請文の内容は「child」の訳を「児童」ではなく「子ども」にしてほしいということでした。それぞれに活動をしている一八才までの五人が代表として、北村哲男参議院議員のつきそいのもと、首相官邸でお会いしました。そこで今回「子どもの権利条約」が国会承認されての感想等を聞いてみました。

(水永啓子)

多くの仲間を知ってもらいたい

原ゆかり

この度、子ども（児童）の権利に関する条約が批准されることになり、とても嬉しく思います。私は以前この条約は日本には必要ないのではないかと感じていました。就学率、衛生面等どれをとっても世界最高の水準にあります。他の国から見ても、日本は豊かで、子どもの権利は守られているように見えるようです。もちろん表面的なことは日本の子ども達は大変恵まれています。しかし、親からの虐待、いじめ、登校拒否等に苦しめられている子は沢山います。このようにこの条約は幅広く適用されます。

批准という目標が達成されようとし

ている今、さらなる次の課題は一人でも多くの私達の仲間条約について知ってもらうことです。これから、なんらかの形で、そのお手伝いをしてゆきたいと思っています。

多くのおとなに知してほしい

鈴木雅博

子どもの権利条約が近く批准されることについて、まずは評価すべきものだと思います。世界ではすでに百五十以上の国が批准を済ませています。そのような国を見ると、子どもの権利は国際社会の上において確立しているものと思われれます。

しかし、今の日本の様子を見ると、「子どもだから」ということが多すぎ

るような気がします。子どもの意見だから気にしない方がいいといったような、子どもを軽視するような考えはないと言えるでしょうか。条約ではそのようなことを否定しています。

条約を今の日本で本当に生かすためには、なるべく多くの大人たちに条約を知ってほしいと思います。そして、子どもの権利を身の周りから尊重してほしいのです。条約が批准されても、実際に機能するにはまだまだ多くの人の努力が必要だと思っています。

受動態ではなく能動態で

石川優子

政界の混乱でモタモタしていた子どもの権利条約も、やっと批准されました。今後どのように生かされ、どの程度まで「権利」として認められていくのか、注目したいところです。条約の対象に入ること、議員会館や内閣へ行くことができ、そして要請書を渡せたことは、私にとって良い経験となりました。何より条約についてよく知ることができましたし、また実際に働く議員さんと初めてお会いしたことで、新聞の政治面がよりリアリティを帯びてきたように思います。

結局「児童」から「子ども」にはなりませんでしたが、私たち「受ける側」の能動的で積極的な姿勢をアピールできたという点では、意味のあるものだったと思います。今後この条約の発

効によって、権利の扱いに関する問題も生じてくるかも知れません。私達が自分の立場をわきまえつつ、受動態ではなく能動態で条約をとらえることが必要だと思っています。

これから勝負

吉澤梨佳

一九九〇年に開かれた「子どものための世界サミット」の「子どもの生存保護および発達に関する世界宣言を実施するための行動計画」では、すべての国において、「子どもの権利条約」の早期批准、広報活動、批准国におけるの施行と施行状況の把握に対してのあらゆる努力がなされることが約束されています。

サミットの行動計画達成のために世界中で活動している「地球子ども会議」のメンバーとしても、私個人としてもこのニュースを聞いたときはうれしくてガッツポーズでした。

でも、ここからだという気持ちの意気込みの方がより強かったです。広報活動や実際の施行についてなど、これから政府と私たち子どもが一緒にやっていかなければならないことは山ほどあります。条約がその効力を十分発揮するかは、最終的に私たち子ども自身がどう立場をとるにかかっているでしょうから。みんな、この際がんばっちゃいましょうよ。とにかくこれからが勝負だと思っています。

二月二〇日、子どもの権利に關わって國際的な影響力を發揮している國連NGO「DCI」(Defence for Children International・本誌12号も参照)の日本支部が発足した(代表・福田雅章)。

日本支部の第一の特徴は、弁護士、各分野の研究者、市民、ジャーナリストなど多様なメンバーによって構成されていることである。そのため、それぞれの視点や得意分野を活かした実践的な活動が可能になっている。

第二に、國際組織の支部であるという關係上、子どもの権利委員会とも積極的な協力關係にある本部、世界四五か國以上に散らばるDCI支部、さらには諸外國(とくにアジア)のNGOなどのネットワークを通じて、國際的な情報発信をこれまで以上に活発に行なえる点である。

子どもの権利条約の批准がようやく國會で承認され、議論の焦点は条約を日本でどう実施していくかに移った。こうした状況を踏まえ、また右記のような組織の特徴を考慮に入れながら、DCI日本支部としては以下のようなことを考えている。

まず、各國における条約の実施状況を始めとする國際的な情報を日本に広く伝えること。こうした情報は機関誌(季刊)を通じても提供していくが、今年とくに力を入れるのは、子どもの

動き始めたDCI日本支部

権利委員会のハマバーク委員(スウェーデン)とバイス委員(ポルトガル)を一月月上旬に日本に招請することである。委員会の議論を常にリードするお二人の話は、日本での条約実施を考える上でも示唆に富むものとなるだろう。

次に条約を効果的に実施していくための活動としては、子ども・大人それぞれを対象とする条約の広報活動が挙げられる。支部としての広報活動と同時に、行政に対する働きかけも強めていかなければならない。また、法廷でどのように子どもの権利が議論されているかを監視する裁判傍聴運動と呼ばれるほか、子ども自身に対する相談・援助も、他団体とも積極的に協力しながら行なっていくつもりである。将来的に具体的な立法・政策提言を行なっていくべく、教育・少年司法・家族の各分野についての政策研究委員会も今年度中に設置する予定だ。

条約の批准は確実となったが、国内外の子どもたちの現状はけっして改善されていない。発足から一か月もたずに会員数が五〇〇人を越えたのも、こうした状況に対する怒りやいらだちがあつてのことだろう。寄せられる大きな期待に身をひきしめながら、実践的な活動を積極的に進めていきたい。

(DCI日本支部事務局次長/平野裕二)

やっと「子どもの権利条約」承認案が可決されて、条約の批准を願って活動してきた方々は、とりあえず良かったが、これらが肝心なのだと思っておられることでしょう。

御存じのように政府は現行法の見直しはまったく必要なしとして、批准だけをしたわけですが、これではいままでは問題としてあったことが、条約が批准されたことにより、より解決への近道へとつながるかと言えば、誠に心細い限りです。なぜなら今までも、実際にある問題をないと言い切り、見えている問題に目をつむってきた政府が、今回の大きなチャンスにさえ無視を決めこんだのですから、今後自分から反省して法を見直そうとする、とは考えにくいからです。

私たち紙皿運動グループは、いままでも条約の批准を求めて紙皿を関係各位に送る活動をしましたが、今後は一つのテーマに焦点を絞り、順番に問題を解決していくと決めました。

条約に関して多くの個人や団体がこれを守り育てようと活動していることを心強く思います。そして、ネットワークのように個々の活動が力を結集できるような場を与えてくれるような働

条約の「正しい機能」を訴える紙皿運動へのお誘い

きをしてくれる団体のあることは大変助かることです。

そこで、この紙上を借りてお願い申し上げます。一緒に紙皿運動をして下さる団体、もしくは個人を募っております。今回は特に五月五日に細川首相宛(四月一五日現在)に訴えの紙皿を送るつもりですが、まだなにを訴えるかは決まっております。(皆さんがこれを読んでご連絡下さるときまでには決まっています。)

五月五日以降は、解決するまで毎月五日に紙皿を送り続ける運動です。いま皆様が行っている運動と一緒にしていただけたいと思います。

子どものためにと言ったところで、それもまた子どもの側から見れば奇妙な押しつけにはならないのでは、という言葉も聞いております。けれど子どもに発言すること、主張すること、を教えることがなかった時代の反省を含めて、子どもと一緒に紙皿にメッセージを書いて見て下さい。かさばる紙皿を受け取って困ってくれるように多くの方々の参加をお待ちしています。

(代表 金沢和子)

東京都江東区大島七三三三
紙皿運動事務局

☎(〇三)五六〇九一〇五六九

高校生がつくった中野区ハイティーンフォーラム

三月二日(火)に中野区女性・青少年課主催でハイティーンフォーラムという高校生の意見表明の場が、中野区ゼロホールでありました。このフォーラムは、ほとんどの企画内容が高校生によって準備、実行されたものでした。フォーラムの実行委員の構成は、高校生一三人程、大学生三名で、私自身も実行委員として参加しました。当日は、合計五〇人程で、フォーラムが行われました。それでは、当日のフォーラムの内容を説明します。

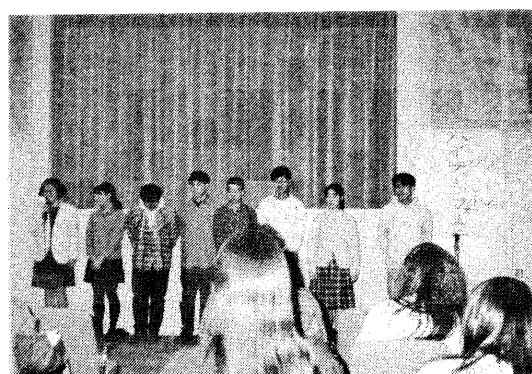
全体の流れとしては、初めに、自紹介・挨拶等があり、次に高校生からの意見表明、最後に全体を通しての意見・質問・感想を言ってもらおうというようなものでした。

高校生からの意見表明では、二つのグループに分かれて、学校・校則問題、社会・親に対して思うことを述べました。初めの学校・校則問題のグループからは、「彼らが普段の学校生活の中で何と無しに受け入れている価値感に対してお互いに疑問の視線を投げ掛けその非合理性を考える」という意味で、幾つかの疑問点を投げ掛けて、各々

の疑問点毎に討論しました。しかし、高校生はひどく緊張してしまい、討論が成り立ちませんでした。大人からの「校則は大人が君達のことを考えて作ったのだから従いなさい」というような声にもはつきりとした反論、否定も出来ず終わりました。一方の社会・親に対して思うことのグループは、まず、彼らの町についての街頭ビデオアンケートの放送をし、その後に、学校グループのような問いかけをし、討論をしました。彼らの方は、自分たちの準備した枠の中から余りることが出来ず、大人からの「そんなことでもいいのか?」との声もありましたが、結局彼らは用意してあった答を最後に読み上げて発表を終わりました。

だれもがこのままでは、高校生の本当の声は聞けず、所詮子どものものすることのようには思われたまま終わる様にみえました。しかし、ここで休憩があり、高校生実行委員と私は控え室に集まり「本当の自分の考えていること(感性)を信じよう」と、最後の感想を聞くはずだった時間を「フォーラムの中で言えなかった事を表明する」時

間にしました。控え室から見た彼らは、大人と肩を並べレベルを競い、また比較される存在の子どもではなく、生命力あふれる生き生きとした、人間、のように私には見えました。とにかく最後には大成功に終わりました。その証拠には高校生たち全員が、その後の反省会で「この会に参加して良かった。」



ハイティーンフォーラムの企画・運営を担当した高校生たち

た、絶対に次回もやろう」と言っていました。最後に、ハイティーンフォーラムは第二回も行えそうです。次回がどのようなものか、私自身実にはたのしみです。また、このような企画を認めてくださった中野区の職員の方々に感謝します。(勝本浩司)



女子高校生がんばる!

編集後記

◆条約締結の国会承認がやっとなされました。充実したウォーミングアップ期間とは言えませんでした。が、条約をめぐる論議も実施や普及もまさにこれからが本番。条約に基づく国内法の整備、総合的な政策・行動計画の策定、そのための実施機関の設置、監視活動等オンブズワークの推進、子どもの権利委員会との連携、広報や普及など、課題は山積しています。◆このようななかで、ネットワークはどのような役割を果たすべきか、また果たしうるのか、5月5日の総会でも率直に話し合いたいものです。とくに、各地・各分野で条約さらには子どもの権利の問題にとりくんでいる人たちが必要とする情報の提供、子どもの意見表明やおとなとの対話さらに子どもの参加の機会づくりなど、ネットワークの設立趣旨を具体化するとりくみが必要になっています。◆ニュースレターもこれらの課題に応えるべく、さらに内容を精選し充実したものにしていくつもりです。情報やご意見をぜひとも寄せてください。(A)

『子どもの権利条約』No.13

1994年4月15日発行

★発行(隔月刊)

子どもの権利条約ネットワーク

〒105 東京都港区海岸

1-6-1-831

Network for the Convention
on the Rights of the Child

Tel. 03-3433-7990

Fax. 03-3433-7369

(月曜日/午前11時~午後4時)

★発行人 喜多明人

★編集人 平野裕二

★年会費 3,000円

18歳未満 500円

定期購読 3,600円

*郵便振替 東京8-750150

★印刷

